明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学六八）　一
○広島空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通三六八）　二
〔官庁報告〕
公聴会
広島空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
会社その他
会社決算公告　四